

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

※選定基準 3（産業標準化の利点・欠点）各コードの内容につきましては、
下記リンク先の 5～6 ページにてご確認いただけます。

「産業標準案等審議・審査ガイドライン」

URL <https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/shingishinsa-guideline.pdf>

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	制定	C5381-332	低圧サージ防護部品－第332部:金属酸化物バリスタ(MOV)の選定及び適用基準	Components for low-voltage surge protection – Part 332: Selection and application principles for metal oxide varistors (MOV)	金属酸化物バリスタ(MOV)は、日本で発明され、サージ防護デバイス(SPD)、オーディオ・ビデオ、情報通信機器などに幅広く使われており、サージ防護用として使われるMOVの要求性能と試験方法に関する規格(JIS C 5381-331、対応国際規格IEC 61643-331)はすでに制定されている一方、使用者が安全に使用するための選定と適用を示す規格がなかったため、まず、日本主導でIEC規格を制定することとし、2024年にIEC 61643-332として制定された。このような状況から、IEC 61643-332を基に我が国においても低圧サージ防護用途に対する選定基準及び適用基準について、JISを制定する必要がある。	対応国際規格に沿ったMOVの選定方法、使用方法などの規定を整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、図記号及び略語 ・一般 ・構造 ・機能 ・適用 ・MOVの安全性及び危険性に関する情報	—	IEC 61643-332:2024	IDT	第2条の該当号: 2(使用方法) 対象事項: 金属酸化物バリスタ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月
JSA	06 電子	制定	C61280-4-1	光ファイバ通信サブシステム試験方法－第4－1部:敷設済みケーブル設備－マルチモード減衰量測定	Fiber-optic communication subsystem test procedures – Part 4-1: Installed cabling plant – Multimode attenuation measurement	光ファイバーを使った家庭向けの通信サービスであるFTTH(Fiber To The Home)の普及が進み、職場・家庭を問わず、超高速通信が利用できるようになっている。マルチモード光ファイバのケーブル配線は、家庭用、商業用、産業用、及びデータセンターの構内、並びに外部の設備環境を含む様々な環境に設置されており、その減衰量を精度よく測定することは、サービス運用業務及びメンテナンス業務を遂行するために重要な技術である。こうした中、2019年に、敷設済みケーブル設備のマルチモード減衰量測定方法についての国際規格IEC 61280-4-1が、2021年にはAmendment 1が発行された。このような状況から、我が国においても市場の実態に対応させ、サービスやメンテナンス業務を適切に遂行するため、この国際規格のIEC 61280-4-1及びAmendment 1を基礎にJISを制定する必要がある。	この制定によって、次の効果が期待できる。 1) 光通信産業において、光ファイバ通信サブシステムの測定が容易になり、サービス運用が円滑化する。 2) 光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化する。 3) 市場の混乱が防げるだけでなく、正しい認知が定着することにより、市場が拡大する。 4) 日本企業の品質の高さを差別化することができるようになるため、国際競争力の強化に繋がる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語、定義、図記号及び略語 4. 試験方法 5. 不確かさの概要 6. 試験装置 7. 試験手順 8. 計算 9. 測定に係る文書及び記録 10. 附属書A(規定)1コード法 11. 附属書B(規定)3コード法 12. 附属書C(規定)2コード法 13. 附属書D(規定)機器コード法 14. 附属書E(規定)オプティカルタイムドメインリフレクトメータ 15. 附属書F(規定)光源特性の要求事項 16. 附属書I(規定)基準グレードの試験コードの使用にあたって	—	IEC 61280-4-1:2019 +AMD1:2021	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光ファイバ通信用ケーブル設備	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5101-8	電子機器用固定コンデンサー第8部:品種別通則:固定磁器コンデンサ種類1	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 8: Sectional specification: Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 1	この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用固定磁器コンデンサ種類1(温度補償用)について規定したもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-8が2024年8月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。今回IEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な見直しを行ったことから、対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。ブランク個別規格であるJIS C 5101-8-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-8-1を廃止する。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度特性の公称温度係数及び温度係数の許容差を表す記号として、EIA規格のカテゴリの“C0G”と“U2J”を、誘電正接、温度サイクルによる静電容量、はんだ耐熱性試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-8-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行する。これによってJIS C 5101-8-1を廃止する。	C5101-8-1	IEC 60384-8:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月
JSA	06 電子	改正	C5101-9	電子機器用固定コンデンサー第9部:品種別通則:固定磁器コンデンサ種類2	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 9: Sectional specification :Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 2	この規格は、電子機器用固定コンデンサーに属する固定磁器コンデンサ種類2(高誘電率用)について適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する品種別通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-9が2024年8月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。今回IEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な見直しを行ったことから、対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。ブランク個別規格であるJIS C 5101-9-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-9-1を廃止する。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・静電容量の温度特性について、EIA規格の基準温度25℃の要求事項を、はんだ耐熱性試験及び繰返しのない衝撃試験の最大静電容量変化、並びに一連耐熱性試験、高温高湿試験及び耐久性試験の最終測定及び要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-9-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、“品質適合検査”として新たに追加する附属書へ移行する。これによってJIS C 5101-9-1を同時に廃止する。	C5101-9-1	IEC 60384-9:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5101-21	電子機器用固定コンデンサー第21部:品種別通則:表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類1	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 21: Sectional specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 1	この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類1(温度補償用)について規定したもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-21が2024年6月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定などに大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。このため、今回、対応するIEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な改定を行ったものである。このような状況から、JISにおいても対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。ブランク個別規格であるJIS C 5101-21-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-21-1を廃止する。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・温度特性の公称温度係数及び温度係数の許容差を表す記号として、EIA規格のカテゴリの“C0G”と“U2J”を、誘電正接、温度サイクルによる静電容量、はんだ耐熱性試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・“試験及び測定方法”の“外観検査”において、極小コンデンサの検査に関する規定を追加し、各試験[耐プリント板曲げ性、はんだ耐熱性、はんだ付け性、一連耐候性、高温高湿(定常)、耐久性]の試験手順に、この追加する規定を適用する旨を追加規定する。 ・耐プリント板曲げ性試験において、超堅牢性設計されたコンデンサに対する曲げ深さDの規定を追加する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-21-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行する。これによってJIS C 5101-21-1を廃止する。	C5101-21-1	IEC 60384-21:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月
JSA	06 電子	改正	C5101-22	電子機器用固定コンデンサー第22部:品種別通則:表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類2	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 22: Sectional specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2	この規格は、JIS C 5101-1を品目別通則とする品種別通則で、電子機器用表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類2(高誘電率用)について規定するもので、適切な品質評価手順、試験方法及び測定方法の選定、並びに一般的要求事項を規定する通則である。この規格を適用するコンデンサは多くの業種で用いられている基本部品である。この規格の対応国際規格IEC 60384-22が2024年6月に改訂され、磁器コンデンサの静電容量の温度特性の規定に大きな変更があった。変更の背景として、上市されている磁器コンデンサの温度特性は、IEC規格、JIS又はEIA(米国電子工業会)規格が規定するカテゴリに準拠しているが、世界的に採用され流通しているコンデンサの品名はEIA規格のカテゴリに準拠しているため、国際的な市場動向とIEC規格とが大幅に乖離した状態となっていた。このため、今回、対応するIEC規格が従来のカテゴリにEIA規格のカテゴリを追加して取り込む有意義な改定を行ったものである。このような状況から、JISにおいても対応国際規格の内容を反映し、整合化を図るためこの規格の改正が必要である。ブランク個別規格であるJIS C 5101-22-1で規定している評価水準EZの表を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行するため、JIS C 5101-22-1を廃止する。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・静電容量の温度特性について、EIA規格の基準温度25℃の要求事項を、誘電正接、はんだ耐熱性試験、温度急変試験など各種試験後の最終検査における要求事項の表に追加する。また、EIA規格の基準温度25℃に対する温度係数及び許容差の要求事項を附属書に新設する。 ・“試験及び測定方法”の“外観検査”において、極小コンデンサの検査に関する規定を追加し、各試験[耐プリント板曲げ性、はんだ耐熱性、はんだ付け性、一連耐候性、高温高湿(定常)、耐久性]の試験手順に、この追加する規定を適用する旨を追加規定する。 ・耐プリント板曲げ性試験において、超堅牢性設計されたコンデンサに対する曲げ深さDの規定を追加する。 ・ブランク個別規格であるJIS C 5101-22-1で規定している評価水準EZの表“ロットごとの品質確認検査及び定期的品質確認検査の試験計画”を、新設する附属書“品質適合検査”へ移行する。これによってJIS C 5101-22-1を廃止する。	C5101-22-1	IEC 60384-22:2024	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電子機器用固定コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C5160-2	電気及び電子機器用固定電気二重層コンデンサー 第2部:品種別通則－パワー用電気二重層コンデンサ (現行名称:電子機器用固定電気二重層コンデンサー 第2部:品種別通則－パワー用電気二重層コンデンサ)	Fixed electric double-layer capacitors for use in electric and electronic equipment - Part 2: Sectional specification - Electric double layer capacitors for power application (現行名称:Fixed electric double-layer capacitors for use in electronic equipment - Part 2: Sectional specification - Electric double layer capacitors for power application)	この規格は、JIS C 5160-1を品目別通則とする品種別通則で、パワー用電気二重層コンデンサについて規定した通則である。 この規格の対応国際規格 IEC 62391-2:2006の改訂作業が行われ、2024年11月にFDIS、2025年にISが発行された。対応国際規格の改訂の内容は、推奨耐候性カテゴリのカテゴリ上限温度を実態に即した内容とするほか、親規格であるJIS C 5160-1が改正され、ISO/IEC Directives Part 2に従った箇条構成に改められた。このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・推奨耐候性カテゴリにおいて、試験のカテゴリ上限温度規定を、高耐熱化による定格温度上限値を拡充するため、“+60℃又は+70℃”から“受け渡し当事者間の協定がない限り+60℃又は+70℃”へ改める。 ・規格全般において、親規格であるJIS C 5160-1の箇条構成に合わせ、箇条構成を変更する。 ・規格名称を、品目別通則 JIS C 5160-1の変更に合わせて“電子機器用”から“電気及び電子機器用”に変更する。	—	IEC 62391-2:2025	IDT	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: 電気二重層コンデンサ	法律の目的に適合している。	利点: イ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月
JSA	06 電子	改正	C6122-5-1	光ファイバ増幅器－測定方法 第5－1部:光反射率パラメータ測定方法－光スペクトラムアナライザを用いた測定方法	Optical amplifiers-Test methods - Part5-1: Reflectance parameters-Optical spectrum analyzer method	この規格は、現在商用化されている希土類が添加されたアクティブ光ファイバを使用した光ファイバ増幅器の光スペクトラムアナライザを用いた光反射率パラメータ測定方法について規定している。 この規格は、2000年に第1版として発行されたIEC 61290-5-1(以下、対応国際規格という。)を基に技術的内容及び構成を変更することなく、JIS C 6122-5-1として、2001年に制定された。制定から23年が経過しているが、その間に対応国際規格は、適用範囲を光ファイバ増幅器だけでなく市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムへと拡張した改訂が2006年に行われており、少なくとも2027年まで新たな改訂作業は予定されていない。 このような状況から、この規格は、対応国際規格の改訂にあわせ、JISにおいても市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムを対象とした規定内容に改める必要に迫られている。よって、JISを改正する必要がある。	この規格を対応国際規格と一致させることによって、市販されている全ての光増幅器に対して、反射率パラメータ測定方法を規定することができることから、市場の混乱を防止し、国内外の円滑な商取引を促進する効果が期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、市場の実態に対応して、光ファイバ増幅器に加え、市販されている全ての光増幅器及び光増幅システムを追加する。 ・用語、定義及び略語の箇条を新たに設け、増幅された自然放出光(ASE)などの略語を追加規定する。	—	IEC 61290-5-1:2006	IDT	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光増幅器	法律の目的に適合している。	利点: キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C60068-2-43	環境試験方法－電気・電子－第2－43部：接点及び接続部の硫化水素試験方法(試験記号：Kd) (現行名称：環境試験方法－電気・電子－接点及び接続部の硫化水素試験方法)	Environmental testing – Part 2-43: Tests – Test Kd: Hydrogen sulphide test for contacts and connections	この規格は、接点及び接続部に使用される銀及び銀合金に発生する腐食の影響を評価するための加速試験方法について規定したもので、1993年にIEC 60068-2-43:1976を基に制定された。対応国際規格のIEC 60068-2-43は、2003年に初期測定及び最終試験における接触抵抗の測定方法を近年の技術に即した方法に改めるなどの改訂がされた。このような状況から、国際規格との整合及び技術の実態に即したものとするため、JISを改正する必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、これに基づいた部品・機器の性能比較が可能となるため、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・初期測定及び最終試験において、接触抵抗の測定について、現行規格で引用しているIEC130-1:1988の“低電圧低電流法”から、IEC60512-2-1:2002の対応JISのJIS C 5402-2-1で規定する“ミリボルトレベル法”に改める。 ・ISO/IEC Directivesに従い箇条構成を変更する。	—	IEC 60068-2-43:2003	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： 電気・電子部品	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月
JSA	06 電子	改正	C62024-1	高周波誘導部品－電気的特性及び測定方法－第1部：ナノヘンリー範囲の表面実装インダクタ	High frequency inductive components – Electrical characteristics and measuring methods – Part 1: Nanohenry range chip inductor	この規格は、通常高周波帯域(100 kHz)に用いるナノヘンリー範囲の表面実装インダクタの電気的特性及び測定方法について規定した規格であり、IEC 62024-1:2017を基に2022年に改正されたものである。この規格は、スマートフォンをはじめとする電気・電子機器の高周波回路の整合素子やフィルタ回路のチョーク用素子としても用いられているインダクタの規格であり、このインダクタは、高周波回路において、整合回路やフィルタ回路として用いられる重要な電子部品である。 対応国際規格であるIEC62024-1が、我が国からの提案によって2024年7月に改訂された。 今回の改訂では、インダクタの生産、販売、測定技術などにおいて先行する我が国の実態に沿って、インダクタの電気的特性の測定方法を追加した。具体的には、5Gの普及などに伴い、通信回路における使用周波数が高くなり、3 GHz以上のインダクタンスやインピーダンスを測定する必要性が出てきたため、高周波特性を表すSパラメータを新規測定指標として追加するとともに、Sパラメータからインダクタンスなどに変換する手法を追加した。また、最近の表面実装に適應するため実装方法を追加した。 このような状況から、JISにおいても国際規格と整合させ、市場の実態に即した内容に改正を行う必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・高周波特性を表すため、Sパラメータ測定を追加する。 ・高周波測定に対応するため、ネットワークアナライザーを用いた反射係数法によるインダクタンス、Qファクター、及びインダクタのインピーダンスを追加し、また、2ポートネットワークアナライザーを用いたインダクタの共振周波数測定を追加する。 ・最近の表面実装に適應するため、鉛フリーはんだを使用した表面実装型インダクタの実装方法の追加する。	—	IEC 62024-1:2024	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項： インダクタ	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	06 電子	改正	C62813	電気・電子機器用リチウムイオンキャパシター電気的特性の試験方法	Lithium ion capacitors for use in electric and electronic equipment - Test methods for electrical characteristics	この規格は、電気・電子機器用リチウムイオンキャパシタの電気的特性(静電容量、内部抵抗、放電電力量及び電圧保持率)の試験方法について規定した規格で、IEC 62813:2015を基に2016年に制定された規格である。 この規格の対応国際規格 IEC 62813:2015の改訂作業が行われ、2024年10月にFDIS、2025年にISが発行された。対応国際規格の改訂の内容は、エネルギー換算法による静電容量及び放電電力量の算出の新ルールへの適合、最新版の引用規格への変更などである。 このような状況から、対応国際規格との整合を図るとともに、技術の実態に即した内容とするため、JISを改正する必要がある。	対応国際規格に沿った規定に整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・エネルギー換算法による静電容量及び放電電力量の算出において、内部抵抗算出に用いる電流値と静電容量算出に用いる電流値との識別を明確にするため、放電電力量及び静電容量の測定時に用いる放電電流I の10分の1 を表す記号として、新たにIcapを定義して算出式を改める。	—	IEC 62813:2025	IDT	第2条の該当号：4(試験方法) 対象事項：リチウムイオンキャパシタ	法律の目的に適合している。	利点： イ、キ 欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2025年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は, 現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は, 現行JISの英文名 称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C5101-8-1	電子機器用固定コンデンサー 第8 －1部:ブランク個別規格:固定磁 器コンデンサ 種類1 評価水準E Z	Fixed capacitors for use in electronic equipment Part 8-1: Blank detail specification: Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 1 Assessment level EZ	この規格は、JIS C 5101-8 を品種別通則とするブランク個別規格 で、電子機器用固定磁器コンデンサ 種類 1 評価水準 EZ につ いて規定した規格であるが、この規格の対応国際規格であるIEC 60384-8-1:2005(Fixed capacitors for use in electronic equipment －Part 8-1: Blank detail specification: Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 1-Assessment level EZ)が、IEC 60384 -8:2024に統合され、2025年度に廃止される予定である。このた め、JISにおいても対応国際規格の規格体系に合わせて、JIS C 5101-8を改正し、この規格を統合する予定としているため、JIS C 5101-8の改正とともにこの規格を廃止とする。			一般社団法人電子情報 技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	廃止	C5101-9-1	電子機器用固定コンデンサー 第9 －1部:ブランク個別規格:固定磁 器コンデンサ 種類2 評価水準E Z	Fixed capacitors for use in electronic equipment Part 9-1: Blank detail specification: Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 2 Assessment level EZ	この規格は、JIS C 5101-9 を品種別通則とするブランク個別規格 で、電子機器用固定磁器コンデンサ種類 2 評価水準 EZ につい て規定した規格であるが、この規格の対応国際規格であるIEC 60384-9-1:2005(Fixed capacitors for use in electronic equipment －Part 9-1: Blank detail specification: Fixed capacitors of ceramic dielectric, Class 2-Assessment level EZ)が、IEC 60384 -9:2024に統合され、2025年度に廃止される予定である。このた め、JISにおいても対応国際規格の規格体系に合わせて、JIS C 5101-8を改正し、この規格を統合する予定としているため、JIS C 5101-9の改正とともにこの規格を廃止とする。			一般社団法人電子情報 技術産業協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は, 現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は, 現行JISの英文名称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国際規格との JIS素案作成委員会 (WG) 対応の程度	作成開始 予定	
JSA	06 電子	廃止	C5101-20-1	電子機器用固定コンデンサー 第20-1部:ブランク個別規格:表面実装用固定メタライズドポリフェニレンスルフィドフィルム直流コンデンサ 評価水準EZ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 20-1: Blank detail specification - Fixed metallized polyphenylene sulfide film dielectric surface mount d.c. capacitors - Assessment level EZ	この規格の対応国際規格であるIEC 60384-20-1:2008(Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 20-1: Blank detail specification - Fixed metallized polyphenylene sulfide film dielectric surface mount d.c. capacitors - Assessment level EZ)が、IEC 60384-20:2023に統合され、2023年7月7日に廃止されたため、この規格を廃止とする。			一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	廃止	C5101-21-1	電子機器用固定コンデンサー 第21-1部:ブランク個別規格:表面実装用固定積層磁器コンデンサ 種類1 評価水準EZ	Fixed capacitors for use in electronic equipment Part 21-1: Blank detail specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 1 Assessment level EZ	この規格は、JIS C 5101-21 を品種別通則とするブランク個別規格で、電子機器用の表面実装用固定積層磁器コンデンサ 種類 1 評価水準 EZ について規定した規格であるが、この規格の対応国際規格であるIEC 60384-21-1:2004(Fixed capacitors for use in electronic equipment Part 21-1:Blank detail specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 1- Assessment level EZ)が、IEC 60384-21:2024に統合され、2025年度に廃止される予定である。このため、JISにおいても対応国際規格の規格体系に合わせて、JIS C 5101-21を改正し、この規格を統合する予定としているため、JIS C 5101-21の改正とともにこの規格を廃止とする。			一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	

産業標準案作成対象テーマ一覧(廃止)

認定機関	産業標準 作成委員会	制定／ 改正／ 廃止	規格番号	JIS案の名称 (廃止の場合は、現行JISの名称)	JIS案の英文名称 (廃止の場合は、現行JISの英文名 称)	廃止する理由	対応する国際規格番号 及び名称	対応する国 際規格との 対応の程度	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定
JSA	06 電子	廃止	C5101-22-1	電子機器用固定コンデンサー 第2 2－1部:ブランク個別規格:表面 実装用固定積層磁器コンデンサ 種類2 評価水準EZ	Fixed capacitors for use in electronic equipment Part 22-1: Blank detail specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2 Assessment level EZ	この規格は、JIS C 5101-22 を品種別通則とするブランク個別規 格で、電子機器用の表面実装用固定積層磁器コンデンサ種類 2 評価水準 EZ について規定した規格であるが、この規格の対応 国際規格であるIEC 60384-22-1:2004(Fixed capacitors for use in electronic equipment Part 22-1:Blank detail specification: Fixed surface mount multilayer capacitors of ceramic dielectric, Class 2- Assessment level EZ)が、IEC 60384-21:2024に統合され、 2025年度に廃止される予定である。このため、JISにおいても対応 国際規格の規格体系に合わせて、JIS C 5101-22を改正し、この 規格を統合する予定としているため、JIS C 5101-22の改正ととも に、この規格を廃止とする。			一般社団法人電子情報 技術産業協会のWG	
JSA	06 電子	廃止	C5101-23-1	電子機器用固定コンデンサー 第2 3－1部:ブランク個別規格:表面 実装用固定メタライズドポリエチレ ンナフタレートフィルム直流コンデ ンサ 評価水準EZ	Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 23-1: Blank detail specification - Fixed surface mount metallized polyethylene naphthalate film dielectric DC capacitors - Assessment level EZ	この規格の対応国際規格であるIEC 60384-23-1:2005(Fixed capacitors for use in electronic equipment - Part 23-1: Blank detail specification - Fixed surface mount metallized polyethylene naphthalate film dielectric DC capacitors - Assessment level EZ)が、IEC 60384-23:2023に統合され、2023年 7月7日に廃止されたため、この規格を廃止とする。			一般社団法人電子情報 技術産業協会のWG	